

川根本町徘徊行方不明者捜索活動支援ネットワーク事業についてお知らせします

◆川根本町徘徊行方不明者捜索活動支援ネットワーク事業について

川根本町徘徊行方不明者捜索活動支援ネットワーク事業は、認知症になっても住み慣れた場所であって暮らすように、行方不明になった認知症高齢者等を早期発見・保護ができるようにするシステムです。

道に迷ったり、場所がわからなくなったりする恐れのある方の情報を登録したうえで、その方が行方不明となった場合は、家族等からの依頼により、行方不明となった方の特徴などの情報を協力者に対してメールで配信し、情報提供をお願いするものです。

◆利用方法について

事業の利用には、事前の登録が必要です。

○対象者

町内に住所を有し、徘徊等により行方不明になる恐れのある認知症の方

○登録方法

認知症(かもしれない)の人のご家族等が、登録票及び同意書を高齢者福祉課に提出してください。提出していただいた書類により審査のうえ、登録を行います(登録費用は無料です)。

◆川根本町徘徊行方不明者捜索活動支援ネットワーク協力の募集

川根本町徘徊行方不明者捜索活動支援ネットワーク協力を募集しています。認知症高齢者等を早期発見・保護するために、登録をお願いします。

○対象者

医療・介護等の関係機関に所属する方並びに認知症サポーターの方
認知症についてご理解いただき、事業にご協力いただける方

○登録方法

事業にご協力をいただける方は、協力者登録票を高齢者福祉課に提出してください。認知症サポーターではない方は、「認知症サポーター養成講座」を受けていただくことも可能です(登録費用は無料ですが、メール送受信等に要する通信費等は登録者負担となります)。

◆メール配信テストの実施について

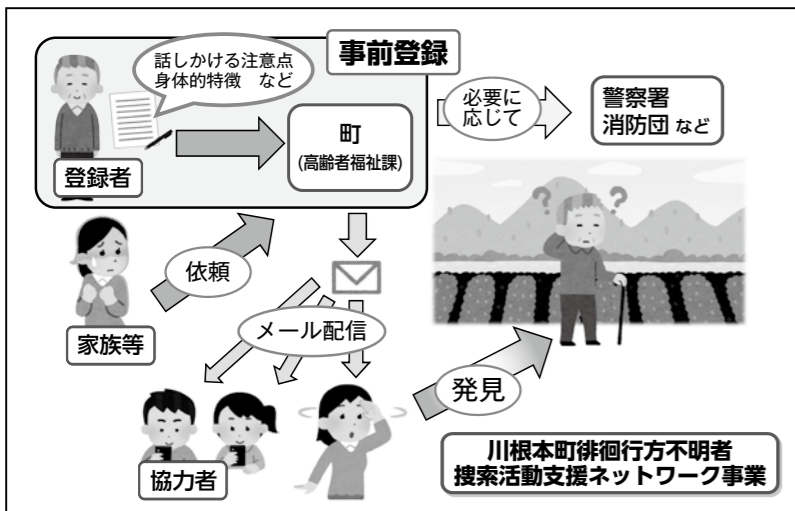
登録をいただいている協力者の方に対してメールの配信テストを実施します。

○日時

平成31年2月21日(木)午前10時頃

★お願い

受信確認のため、メールを確認しましたら本文にお名前を入力の上、返信をお願いします。



◆問い合わせ先

川根本町役場 高齢者福祉課 長寿介護室
 総合支所管理 窓口業務室
 ☎(56)2234
 ☎(58)7070

また、メールアドレスが変更になった方は、高齢者福祉課までご連絡ください。

高齢者福祉課 長寿介護室 ☎(56)2234

◆ICT推進

ご自宅で申告書が作成できます！確定申告会場は大変混雑し、長時間お待ちいただく場合があります。ぜひ、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。画面の案内に従って金額などを入力すれば税額などが自動的に計算され、計算誤りのない申告書を作成することができます。

また、「確定申告書等作成コーナー」では、スマートフォンでも所得税の確定申告書が作成できます。「確定申告書等作成コーナー」で作成した確定申告書は、印刷して島田税務署へ提出してください。また、「e-Tax」(国税電子申告・納税システム)を利用して提出することもできます。(1月4日(金)から3月15日(金)までは、メンテナンス期間(毎週月曜日午前0時から8時30分)を除き、24時間手続きが可能です)。

平成31年1月から、マイナンバーカード方式又はID・パスワード方式によりe-Taxの利用が便利になりました。

マイナンバーカード方式は、マイナンバーカードとICカードリーダライタがあれば、パソコンからe-Taxで申告ができます。

ID・パスワード方式は、税務署でIDとパスワードを受け取ればパソコンやスマホからe-Taxで申告ができます。

◆申告に必要なもの

- 確定申告の「お知らせはがき」または「お知らせ通知書」(平成30年分申告から申告書に代えて税務署から送付されます。確定申告書作成に必要ですので、必ず持参ください)
- 町民税申告書(役場税務住民課から送付されます)
- 役場税務住民課へ事前提出した農業収支内訳書の下書き等
- 印鑑・ボールペン、還付の場合は振込先口座のわかるもの
- 給与や公的年金の源泉徴収票
- 必要事項記入済の「セルフメディケーション税制の明細書」または「医療費控除の明細書」

※昨年に引き続きセルフメディケーション税制(新設された、医療費控除の特例)または通常の医療費控除のいずれか有利な方を選択してください。

なお、医療費・医薬品購入費の領収証の添付又は提示は不要ですが、5年間の保管が必要となります。ただし、医療保険者が発行する医療費通知により医療費控除を適用する場合には、医療保険者が発行する「医療費のおしらせ」の原本添付が必要です。

※セルフメディケーション税制において、健康保持増進や疾病予防の取組により適用を受ける場合、その取組を行ったことを明らかにする書類を添付又は提示する必要があります(例:予防接種の領収証又は予防接種済証)。

- 住宅借入金等特別控除を受ける人⇒契約書の写し、借入金年末残高証明書、登記事項証明書
- 譲渡・山林所得のある人⇒契約書など譲渡の内容や入金の日がわかるもの
- その他の所得がある人⇒支払調書や明細書の他、入金の日がわかるもの

◆本人確認を行う際の書類(申告する方の確認書類が必要です。)

- ①マイナンバーカード ②マイナンバー通知カードと運転免許証等の顔写真付きの身分証明書
- ③マイナンバーが記載された住民票の写しと運転免許証

※確定申告書に本人確認書類を添付する場合は、コピーをしたものも持参してください。

※納税相談で提出された申告書については、町職員が一時的に特定個人情報(マイナンバー)を取扱い、税務署に引き継ぐことになります。

【問】役場税務住民課 ☎(56)2223・島田税務署 ☎(37)3121

茶娘ちゃんカードの有効期限が近づいています。

★今お使いのポイントカードは、平成31年3月31日をもって使えなくなります。

新カード切り替えの為、今お使いのカードは、一切使えなくなります。

新しいカードへの繰越も出来ませんのでご注意ください。

新しいカード(緑色)は、平成31年4月1日以降、各加盟店で受け取って下さい。